

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

運動重点
1

高齢者の交通事故防止



高齢歩行者の方へ

- 左右をよく見ましょう。
- 運転者にサインを送りましょう。
- 車両が止まってから横断しましょう。

高齢運転者の方へ

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、家族などと話し合い、運転免許証の自主返納を検討しましょう。
- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置など搭載した安全運転サポート車(サポカー)を検討しましょう。

運動重点
2

歩行者の安全な通行の確保



歩行者の方へ

- 歩行者も交通ルールを守りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に手を上げるなどのサインを送って、横断する意思を伝えましょう。
- 夜間は明るい色の服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用し、自らの命を守りましょう。

運転者の方へ

- 横断歩道は歩行者優先です。
- 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
- 夜間は早めにライトを点灯し、上向きライト(ハイビーム)を活用しましょう。
※対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。

毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

運動重点
3

飲酒運転を始めとする危険運転の根絶



飲酒運転やあおり運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です。

- お酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人にお酒を勧めない。



飲酒運転根絶宣言店募集中!!

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。詳しくは広島県ホームページをご覧ください。



毎月1日は「自転車安全利用の日」

運動重点
4

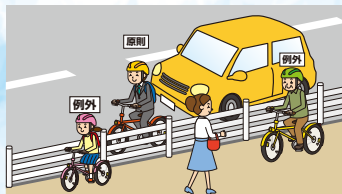
自転車等の安全利用の推進

令和8年4月1日から
自転車の交通反則
通告制度(青切符)開始!
自転車ルールブック▶▶▶

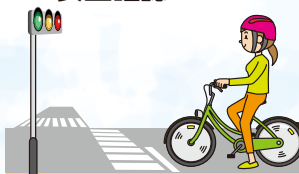


全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。自転車安全利用五則を守りましょう

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認



3 夜間はライト
を点灯



4 飲酒運転
は禁止



5 ヘルメット
を着用



自転車の損害賠償責任保険等に必ず加入し、
自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

「広島県自転車の活用の推進及び
安全で適正な利用の促進に関する条例」